

# 第2期つくばみらい市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年度～令和6年度

## 計画策定の目的

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、多岐にわたる事業、体制のもとで子育て支援事業を展開してまいりました。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談を受け、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を進めるため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、「こども家庭支援室」と連携しながら専門知識を生かし、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行っています。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づいて策定するものです。また、第1期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」の部門別計画に位置付け、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

計画期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年とし、必要に応じて見直しを行います。

## 基本理念

### みんなで見守るこどもの笑顔～ すくすく育つ“みらい”の子～

本計画は、未来の主役である子どもたちが、心豊かに健やかに育っていくための環境を整えていくための計画です。

そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、地域社会を構成する一員として子どもを主体とした施策を展開し、子どもたちを地域全体で見守り育てていくこと、そして子ども自身が自らの力で成長し、やがては未来の地域の担い手となることを支援していくことが大切です。

市民・地域・行政が協力し合い、地域の宝である子どもたちの成長を温かく見守り、その生きる力を応援するまちづくりを進めます。

## 基本的な視点

基本理念に沿い、また前計画及び国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて、次に掲げる3点を本計画の具体化を進める上での「基本的な視点」とします。

- ★ 「子どもの健やかな成長の視点」
- ★ 「親として育ちの視点」
- ★ 「地域で子ども・子育てを支援する視点」

## 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

### 基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実

一人ひとりの発達の特性に合った適切な関わりや、子どもの個性や創造性をのばし、豊かな人間性を育む質の高い幼児教育・保育の安定的な提供及び子どもの健やかな成長を図るため、保育の質的拡大と質的充実に努めます。

また、地域で活動する子育て支援団体等と連携を強化し、きめ細やかな保育サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

### 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

子どもたちの健やかな成長を確保していくために、地域に開かれ、保護者のみならず地域の人々との協働による支援や見守り活動への参画等をとおして、在宅で子育てを行う家庭を含めた、幅広い子育て家庭への支援を図ります。

また、子育てネットワークを生かし、地域全体で子育てを支える体制の更なる強化を図り、相談体制、情報提供の充実に努め、子育て世代の交流や支援を推進します。

### 基本目標3 子どもの育ちを支える社会環境づくり

自らの考えや意見を持ち、主体的に行動する力を身につけ、夢や目標を達成できる自立した子どもの育成を図ります。

また、出産・育児の支えや、障がい児及びひとり親家庭などへの支援のため、医療・保健・福祉・教育・就労・公園等のまちづくりなど多方面からの事業を推進していきます。

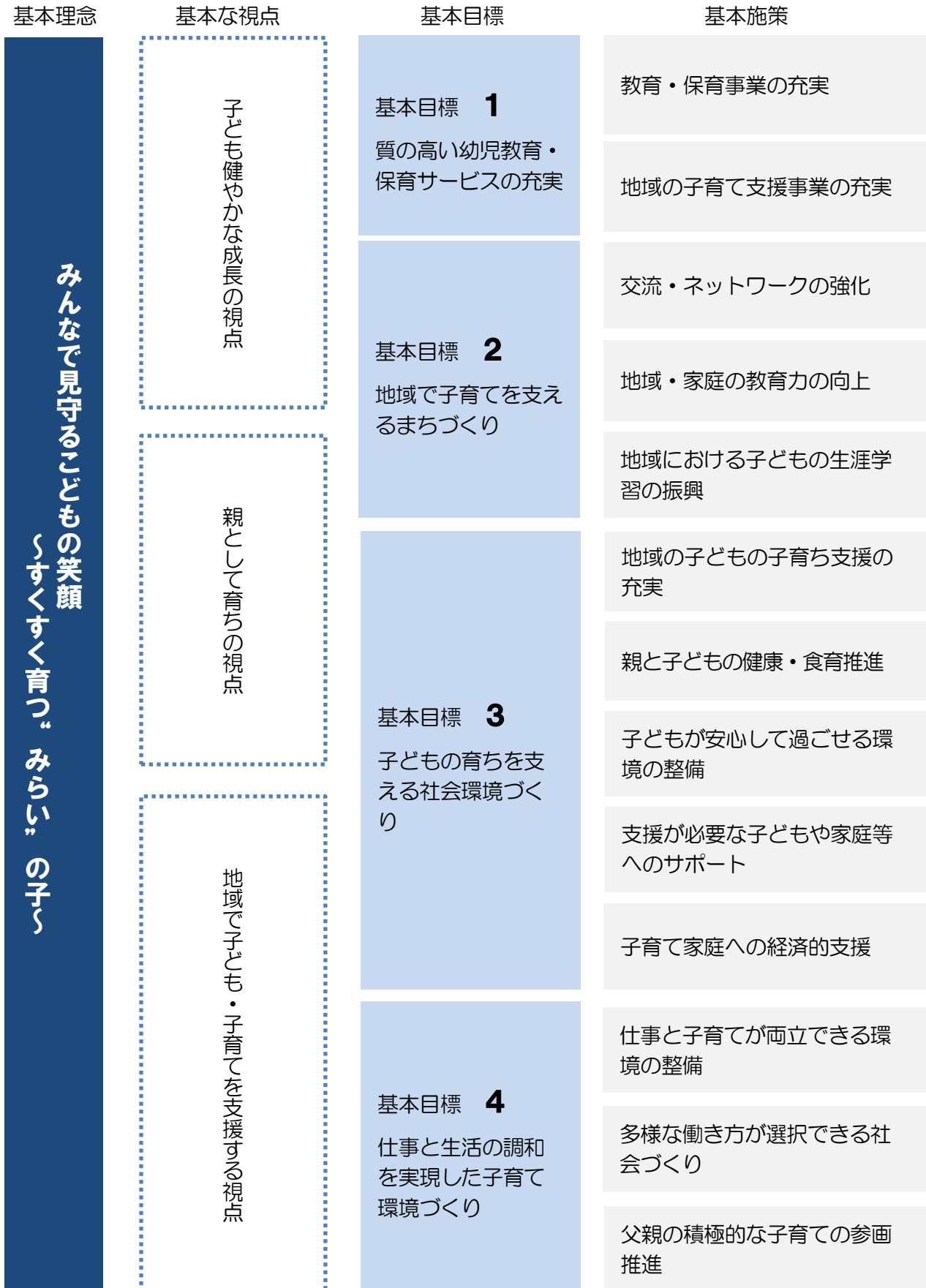
さらに、児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

### 基本目標4 仕事と生活の調和を実現した子育て環境づくり

男女を問わず、働きながら子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場復帰の支援等、引き続きワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。

## 施策の体系

計画における施策体系は、以下のとおりです。



## 教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設等の現在の利用状況に、利用ニーズ等を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
保育認定	3号	0歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間
		1・2歳			

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（利用者推計総数）及び量の見込みに対する確保提供総数を以下のとおり定めます。

### (1) 1号認定 【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み)	701	657	642	640	638
②確保提供総数	744	744	744	744	744

### (2) 2号認定 【3～5歳保育認定：保育所・認定こども園】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み)	791	778	784	803	821
②確保提供総数	889	949	949	949	949

### (3) 3号認定 【0～2歳保育認定：保育所・認定こども園・地域型保育施設】

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①利用者推計総数 (量の見込み)		581	596	583	570	557
	0歳	97	100	103	106	109
	1・2歳	484	496	480	464	448
②確保提供総数 (A+B)		702	735	735	735	735
3号認定 (保育所・ 認定こども 園)	計 (A)	645	678	678	678	678
	0歳	135	147	147	147	147
	1・2歳	510	531	531	531	531
3号認定 (家庭的保 育・小規模 保育等)	計 (B)	57	57	57	57	57
	0歳	25	25	25	25	25
	1・2歳	32	32	32	32	32

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

【母子保健型】	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人回	54,520	55,592	56,704	57,838	58,995
②確保方策	人回	54,520	55,592	56,704	57,838	58,995
	か所	9	9	9	9	9

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人回	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160
②確保方策	人	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みに対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供を行う事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人	440	437	437	437	437
②確保方策	人	440	437	437	437	437

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人	6	6	6	6	6
②確保方策	人	6	6	6	6	6

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日	30	30	30	30	30
②確保方策	人日	30	36	42	48	54
	か所	5	5	5	5	5

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター：就学児）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、当該援助を行うことを希望する利用会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日	779	820	880	928	963
②確保方策	人日	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	か所	1	1	1	1	1

## (8) 一時預かり事業（預かり保育）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日	2,187	2,124	2,003	1,996	1,990
②確保方策	人日	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	か所	1	1	1	1	1

### ②その他の一時預かり（保育所等、ファミリーサポートセンター）

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
①量の見込み	人日	4,800	5,840	5,880	5,920	5,960	
②確保方策	保育所等	人日	6,301	7,760	7,500	7,500	7,500
		か所	10	10	10	10	10
	ファミリーサポートセンター	人日	301	260	200	152	117

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人	19,740 (658)	20,330 (656)	21,090 (659)	21,810 (661)	21,830 (642)
②確保方策	人	23,000	28,800	28,800	28,800	28,800
	か所	20	21	21	21	21

量の見込み：上段延人数，下段実人数

確保方策：延人数

## (10) 病後児保育事業

地域の病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日	282	282	282	282	282
②確保方策	人日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	か所	2	2	2	2	2

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市においては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室を放課後子ども総合プラン事業として、一体的に実施します。

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
①量の 見 込 み	放課後児童 クラブ人数	人	789	820	840	847	852
	小1~3	人	631	656	672	678	682
	小4~6	人	158	164	168	169	170
②確保方策	人	900	900	900	900	900	

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設に対して、保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、円滑な特定教育・保育の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援する実費徴収に係る補足給付事業を実施する特定教育・保育施設に対し、予算の範囲内で実費徴収に係る補足給付補助金を交付するものです。

## 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

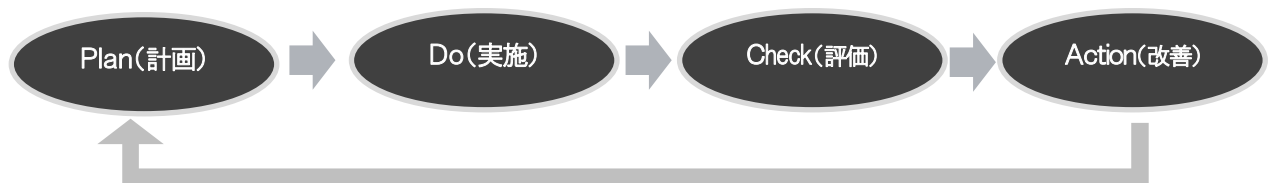
本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察等の関係機関と連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

### (2) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、PDCAサイクル(Plan(計画), Do(実行), Check(点検・評価), Action(改善))を確実にいき、計画の着実な推進をめざしていきます。



### (3) 市民との協働

#### ① 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と行政の協働体制を築きます。

#### ② 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

### (4) 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の量の見込みの達成状況等を把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言を行います。

第2期つくばみらい市  
子ども・子育て支援事業計画【概要版】  
令和2年3月

編集・発行 つくばみらい市 保健福祉部 こども課  
〒300-2395 つくばみらい市福田 195 番地  
TEL: 0297-58-2111  
FAX: 0297-58-5820  
市 HP: <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>